

新型コロナウイルス感染拡大防止のための

建築士事務所登録 混雑緩和対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、建築士事務所登録等の
お手続き(新規・更新・変更・廃業届等)につきまして、
当分の間、郵送での提出にご協力いただきますようお願いいたします。

- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、建築士事務所登録の提出書類につきましては、下記の通り 原則郵送での受付とさせていただきます。
- ※ ただし、不備による書類の差し戻し等を防ぐため、郵送いただく前にFAXにて事前審査を実施させていただきますので、併せてご協力ください。
- ※ 受付日につきましては、原則書類の到着日となりますので、余裕を持ってのご提出をお願いいたします。
- ※ 窓口へ来所の場合は感染防止のため、マスク着用のご協力をお願いいたします。

○ 対象となる手続き

- ① 新規登録申請
- ② 更新登録申請
- ③ 変更届 (所属建築士変更届を含む)
- ④ 廃業届

(注1) 事務所登録証明書については、申請書をダウンロードし、予め作成したものをFAXにて事前確認いただいた上で、不備のない書類(必要部数+1部)と手数料振込証明書(領収書の写しを貼付)を返信用封筒とともに郵送してください。

(注2) 業務報告書については、報告書をダウンロードし、作成したものを郵送してください。(内容不備の場合は返送の上、再提出をお願いすることもあります。) 正1部・副1部(副は正の写しでよい)を返信用封筒とともに郵送してください。

○ 実施の期間

令和2年9月末まで (状況によっては延長することもあります。)

○ 提出の手順

- ① 提出書類を作成する。(添付書類が必要なものについては、当該書類を取得)
 - ・ 現在の登録事項に変更が生じている場合は、更新申請書の受理ができませんので、変更届け出書を同時にご用意ください。
- ② 書類を建築士事務所協会にFAXして、事前審査を受ける。
 - ・ FAXする書類は、添付書類も含め、郵送する内容のすべてです。
 - ・ 現在の登録事項に変更が生じている場合は、申請書とは別に変更届出書をFAXしてください。(更新申請書とは別に変更届出書を同時にFAXする)
 - ・ 送付状には、電話連絡等に必要ですので、担当者のお名前、ご連絡先を必ず記載してください。
 - ・ 送付後に、到着確認の電話をお願いいたします。
- ③ 協会からの事前審査の結果連絡
 - ・ 書類の不備の有無に関わらずご連絡いたします。
- ④ 審査結果に沿って訂正・修正をして、書類を郵送する。
 - ・ 不必要な書類は、同封しないようお願いいたします。
 - ・ 登録の新規・更新など、申請料の納入は書類郵送前をお願いいたします。
 - ・ 更新の場合は、有効期間満了前30日までに申請が必要です。

○ 発送方法

- ・ 郵送は、発着記録が残る方法（レターパックプラス・書留郵便など）をお願いいたします。
- ・ 事務所登録通知書及び副本の返信に必要な返信用封筒については、送付先を記入したレターパックプラスを同封してください。

○ 提出先

【事前審査送付先】 FAX：097-537-7695

【郵送先】 〒870-0016 大分市新川町2丁目4番48号

(一社) 大分県建築士事務所協会